

改正案	現行
<p>（特定商工業者該当基準の許可申請）</p> <p>第二条 法第七条第二項第一号又は第二号の許可を受けようとする者は、様式第二による申請書を法第八十四条の規定により経済産業大臣の権限に属する事務を行う都道府県知事又は指定都市の長（以下単に「都道府県知事又は指定都市の長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>（期間延長の申請）</p> <p>第三条 法第十条第二項の規定により期間の延長を申請しようとする者は、様式第三による申請書を都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。</p> <p>（負担金の許可申請）</p> <p>第四条 法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、様式第四による申請書に、次の書類を添えて都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>（定款変更の認可申請及び届出）</p> <p>第六条 法第四十六条第二項の規定により定款の変更の認可を申請しようとする者は、様式第六による申請書に、左の書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 三 （略）</p>	<p>（特定商工業者該当基準の許可申請）</p> <p>第二条 法第七条第二項第一号又は第二号の許可を受けようとする者は、様式第二による申請書を法第八十四条の規定により経済産業大臣の権限に属する事務を行う都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）に提出しなければならない。</p> <p>（期間延長の申請）</p> <p>第三条 法第十条第二項の規定により期間の延長を申請しようとする者は、様式第三による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>（負担金の許可申請）</p> <p>第四条 法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、様式第四による申請書に、次の書類を添えて都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>（定款変更の認可申請）</p> <p>第六条 法第四十六条第二項の規定により定款の変更の認可を申請しようとする者は、様式第六による申請書に、左の書類を添えて都道府県知事（法第二十五条第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十二号から第十五号まで及び第十八号の事項の変更については、経済産業大臣）に提出しなければならない。</p> <p>一 三 （略）</p>

2 法第四十六条第五項の規定により定款の変更の届出をしよう

とする者は、様式第六の二による届出書に、前項各号の書類を添えて、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

(報告事項)

第七条 法第五十七条の規定により都道府県知事又は指定都市の長に報告しなければならない事項は、左の通りとする。

一 六 (略)

(準用)

第十一条 第四条の二、第五条(第十一号及び第十二号を除く。

)、第五条の二、第六条第一項、第七条(第五号を除く。)、第八条及び第九条の規定は、日本商工会議所について準用する。この場合において、第五条中「様式第五」とあるのは「様式第十一」と、「創立総会の会日の少くとも十五日前までに、法第二十四条第三項の規定に従つて、定款、事業計画および収支予算の概要を会議の日時、場所および議題とともに公告したことを証する書面」とあるのは「創立総会の会日の少くとも一箇月前までに、定款、事業計画および収支予算を会議の日時、場所および議題とともに会員たる資格を有する者に示したことを証する書面」と、第六条中「様式第六」とあるのは「様式第十二」と、「議員総会」とあるのは「会員総会」と、第七条中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「経済産業大臣」と、第八条中「様式第七」とあるのは「様式第十三」と、「議員総会」とあるのは「会員総会」と、第九条中「様式第十」とあるのは「様式第十四」と、「議員総会」とあるのは「会員総会」と、「法第六十二条第一項の決議」とあるのは「法第七十八條第二項において準用する法第六十二条第一項の決議」と読み替えるものとする。

(新設)

(報告事項)

第七条 法第五十七条の規定により都道府県知事に報告しなければならない事項は、左の通りとする。

一 六 (略)

(準用)

第十一条 第四条の二、第五条(第十一号及び第十二号を除く。

)、第五条の二、第六条、第七条(第五号を除く。)、第八条及び第九条の規定は、日本商工会議所について準用する。この場合において、第五条中「様式第五」とあるのは「様式第十一」と、「創立総会の会日の少くとも十五日前までに、法第二十四条第三項の規定に従つて、定款、事業計画および収支予算の概要を会議の日時、場所および議題とともに公告したことを証する書面」とあるのは「創立総会の会日の少くとも一箇月前までに、定款、事業計画および収支予算を会議の日時、場所および議題とともに会員たる資格を有する者に示したことを証する書面」と、第六条中「様式第六」とあるのは「様式第十二」と、「都道府県知事(法第二十五条第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十二号から第十五号まで及び第十八号の事項の変更については、経済産業大臣)」とあるのは「経済産業大臣」と、「議員総会」とあるのは「会員総会」と、第七条中「都道府県知事」とあるのは「経済産業大臣」と、第八条中「様式第七」とあるのは「様式第十三」と、「議員総会」とあるのは「会員総会」と、第九条中「様式第十」とあるのは「様式第十四」と、「議員総会」とあるのは「会員総会」と、「法第六十二条第一項の決議」とあるのは「法第七十八條第二項に

において準用する法第六十二条第一項の決議」と読み替えるものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第十三条 (略)

2 (略)

一～五 (略)

六 第十一条において準用する第六条第一項第一号及び第二号に掲げる添付書類

七・八 (略)

(条例等に係る適用除外)

第十七条 第二条及び第三条の規定は、都道府県又は指定都市の条例、規則その他の定め^に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

様式第2

特定商工業者該当基準許可申請書

年 月 日

都道府県知事(指定都市の長) 殿 (略)

様式第3

商工業者法定台帳作成期間延長申請書

年 月 日

都道府県知事(指定都市の長) 殿 (略)

様式第4

負担金許可申請書

年 月 日

(フレキシブルディスクによる手続)

第十三条 (略)

2 (略)

一～五 (略)

六 第十一条において準用する第六条第一号及び第二号に掲げる添付書類

七・八 (略)

(条例等に係る適用除外)

第十七条 第二条及び第三条の規定は、都道府県の条例、規則その他の定め^に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

様式第2

特定商工業者該当基準許可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿 (略)

様式第3

商工業者法定台帳作成期間延長申請書

年 月 日

都道府県知事 (殿) (略)

様式第4

負担金許可申請書

年 月 日

都道府県知事(指定都市の長) 殿
(略)

様式第 6

商工会議所定款変更認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

商工会議所の名称及び住所
会頭の氏名

印

商工会議所法第 4 6 条第 2 項の規定により、定款の変更の認可を受けたので、別紙書類を添えて申請します。
備考 用紙の大きさは、A 列 4 号とする。

様式第 6 の 2

商工会議所定款変更届出書

年 月 日

都道府県知事(指定都市の長) 殿

商工会議所の名称及び住所
会頭の氏名

印

商工会議所法第 4 6 条第 5 項の規定により、定款の変更があつたので、別紙様式を添えて届出します。
備考 用紙の大きさは、A 列 4 号とする。

様式第 1 5

第 号

商工会議所法第 5 8 条第 2 項(法第 8 0 条において準用する場合を含む。)の規則による証票

都道府県知事 殿
(略)

様式第 6

商工会議所定款変更認可申請書

年 月 日

経済産業大臣(都道府県知事) 殿

商工会議所の名称及び住所
会頭の氏名

印

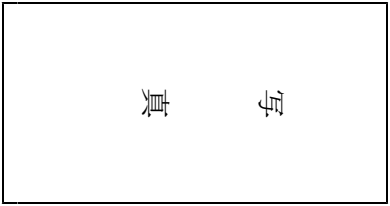
商工会議所法第 4 6 条第 2 項の規定により、定款の変更の認可を受けたので、別紙書類を添えて申請します。
備考 用紙の大きさは、A 列 4 号とする。

(捺印)

様式第 1 5

第 号

商工会議所法第 5 8 条第 2 項(法第 8 0 条において準用する場合を含む。)の規則による証票



写真

職名及び氏名

押出スタンプ
年 月 日
生 日 発行

経済産業大臣(都道府県知事(指定都市の長)
印



写真

職名及び氏名

押出スタンプ
年 月 日
生 日 発行

経済産業大臣(都道府県知事)
印